

件 名	市長からの意見聴取（堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）について
提 案 理 由	<p>堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を令和4年第3回市議会（定例会）に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められたため、本件を上程するものである。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和4年8月16日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の趣旨</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を踏まえ、本市における非常勤職員に係る育児休業の取得要件等について国家公務員との権衡を図った措置を講じることとし、所要の改正等を行うものであること。</p> <p>(2) 地方公務員法の一部改正に伴う堺市職員の定年等に関する条例の一部改正により、管理監督職勤務上限年齢制が導入されることを踏まえ、育児休業をすることができない職員の範囲等について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。</p> <p>2 施行期日</p> <p>1 (1)については令和4年10月1日、1 (2)については令和5年4月1日</p>
備 考	<p>(教職員に関する改正内容)</p> <p>地方公務員法の一部改正に伴う堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正により、所要の改正を行うもの</p>
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、異議がないものとして回答済である。）</p>

報告第11号

市長からの意見聴取（堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められた次の案件のうち、教育委員会の所管に係る部分については、異議がないものとして、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和4年8月16日に教育長において臨時に代理したので、報告する。

令和4年 8月19日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円

堺市職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例

第1条 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウ及びエを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合で第3条第8号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に

該当してする育児休業」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合で次条第8号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第9号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第8号とする。

第3条の2の見出しを「(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)」に改め、同条中「第2条第1項ただし書の」を「第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として」に改める。

第11条第6号中「請求」を「承認の請求」に、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第27条第2項中「対する学校職員給与条例」を「対する堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。)」に改める。

第28条第2項の表中「給与条例第25条」の次に「に規定する勤務1時間当たりの給与額」を、「会計年度給与条例第12条」の次に「に規定する勤務1時間当たりの給与額(会計年度給与条例第3条第1項に規定する基本報酬が時間額により定められている者にあつては、当該時間額に相当する額)」を加える。

第2条 堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 堺市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 堺市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表及び第19条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時

間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第24条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第27条第2項の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第3項中「再任用短時間勤務職員（地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項）」を「定年前再任用短時間勤務職員（地公法第22条の4第1項又は第22条の5第1項）」に改め、「で、地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

附則に次の1項を加える。

（育児短時間勤務をしている職員に係る給与の特例）

- 8 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第41項及び学校職員給与条例附則第7項の規定の適用については、これらの規定中「¹とする」とあるのは、「¹に堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第19条において読み替えて適用する勤務時間条例第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和4年10月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和4年10月1日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第1条の規定による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条第6号の規定の適用については、なお従前の例による。

（暫定再任用職員に係る経過措置）

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員のうち、第2条の規定による改正後の堺市職員の育児休業等に関する条例（以下「新条例」という。）第17条に規定する育児短時間勤務をしている者に対する同条及び新条例第27条第2項の規定の適用については、これらの規定中「その者の受ける号給に応じた額」とあるのは、

「その者の属する職務の級に応じた額」とする。

- 4 地方公務員法の一部を改正する法律附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項本文に規定する子）をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合には、<u>2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合には、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項本文に規定する子）をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合には当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合には、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</p>

到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

- (7) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

(削除)

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をして
いる非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該
任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用
されることに伴い、当該任期の末日又は当該引き続き採用
される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする
もの

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日又は当該引き続き採用

(削除)

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合で第3条第8号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする
場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子
の1歳6か月到達日

(新設)

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該
非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1
歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)におい
て育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子
の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日と
された日)が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末
日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号
に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶
者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してす
る地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日
後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の
期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされ
た日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者
がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等
育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末
日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育
児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該
非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の
末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、
当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該
非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に
掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休
業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合に
あつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をして
いる場合

イ (略)

(新設)

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときはとする。

(新設)

(1)・(2) (略)

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合に次条第8号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) (略)

(新設)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の請求の際当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6)～(8) (略)

(9) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない

場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(削除)

(5)～(7) (略)

(8) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の請求の際当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

(教職員の育児休業等の取扱い)

第27条 (略)

2 育児短時間勤務をしている教職員に対する学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

(教職員の育児休業等の取扱い)

第27条 (略)

2 育児短時間勤務をしている教職員に対する堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(会計年度任用職員の育児休業等の取扱い)

第28条 (略)

- 2 会計年度任用職員に対する第7条第1項、第24条第1項及び第25条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第25条 給与条 例第27条ただし	会計年度給与条 例第13条ただし書
第25条 給与条 例第25条	会計年度給与条 例第12条

3 (略)

(会計年度任用職員の育児休業等の取扱い)

第28条 (略)

- 2 会計年度任用職員に対する第7条第1項、第24条第1項及び第25条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第25条 給与条 例第27条ただし書	会計年度給与条 例第13条ただし書
第25条 給与条 例第25条 とする勤務1時間当たりの給与額	会計年度給与条 例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額(会計年度給与条例第3条第1項に規定する基本報酬が時間額により定められている者にあつては、当該時間額に相当する額)

3 (略)

堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>（育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第17条 育児短時間勤務（育児休業法第17条に規定する短時間勤務を含む。以下同じ。）をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>堺市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4)・(5)</u> (略)</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>堺市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第17条 育児短時間勤務（育児休業法第17条に規定する短時間勤務を含む。以下同じ。）をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に</p>

掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第17条第3項	再任用短時間勤務職員 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条に規定する短時間勤務を含む。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第17条第4項及び第19条第5項	再任用短時間勤務職員 育児短時間勤務職員
(略)	

(育児短時間勤務をしている職員の勤務時間の取扱い)

第19条 育児短時間勤務をしている職員についての勤務時間条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務時間条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第3条第1項ただし書	再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会
育児短時間勤務職員	

掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第17条第3項	定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条に規定する短時間勤務を含む。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第17条第4項及び第19条第5項	定年前再任用短時間勤務職員 育児短時間勤務職員
(略)	

(育児短時間勤務をしている職員の勤務時間の取扱い)

第19条 育児短時間勤務をしている職員についての勤務時間条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務時間条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第3条第1項ただし書	定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及びパートタ
育児短時間勤務職員	

計年度任用職員	
これらの日	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日
ことができる	ものとする
(略)	

(部分休業をすることができない職員)

第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第24条 部分休業の承認は、勤務時間条例第2条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

(教職員の育児休業等の取扱い)

イム会計年度任用職員	
これらの日	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日
ことができる	ものとする
(略)	

(部分休業をすることができない職員)

第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第24条 部分休業の承認は、勤務時間条例第2条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

(教職員の育児休業等の取扱い)

第27条 (略)

- 2 育児短時間勤務をしている教職員に対する学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第26条第3項	再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたこれらの者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
	育児短時間勤務職員 算出率

(会計年度任用職員の育児休業等の取扱い)

第28条 1・2 (略)

- 3 前項の規定にかかわらず、地公法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)のうち、本市の常勤の職員(常時勤務に服することを要する者をいう。)その他これと同等と認められる職員であった者で、パートタイム会計年度任用職員として本市に任用されたものについては、本

第27条 (略)

- 2 育児短時間勤務をしている教職員に対する学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第26条第3項	定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたこれらの者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
	育児短時間勤務職員 算出率

(会計年度任用職員の育児休業等の取扱い)

第28条 1・2 (略)

- 3 前項の規定にかかわらず、地公法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)のうち、本市の常勤の職員(常時勤務に服することを要する者をいう。)その他これと同等と認められる職員であった者で、パートタイム会計年度任用職員として本市に任用されたものについては、本

市の再任用短時間勤務職員（地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）の例による。

附 則

1～7 （略）

（新設）

（新設）

市の定年前再任用短時間勤務職員（地公法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）の例による。

附 則

1～7 （略）

（育児短時間勤務をしている職員に係る給与の特例）

8 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第4.1項及び学校職員給与条例附則第7項の規定の適用については、これらの規定中「」とする」とあるのは、「」に堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第19条において読み替えて適用する勤務時間条例第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

